

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について（平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

訂正後	現行
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用～1-1-50 提出書類 [略] 1-1-51 <u>工事特性等への対応状況の報告</u>…………… 42 1-1-52 不可抗力による損害～1-1-57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略] 第2章 材料～第3章 施工共通事項 [略] 第2編 工事別編 [略]</p> <p style="text-align: center;">——以下 本文——</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～21. 立会 [略] <u>22. 施工段階確認</u> <u>「施工段階確認」とは、工事に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会等により確認することをいう。</u> <u>23. ～37. [略]</u></p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用～1-1-50 提出書類 [略] 1-1-51 <u>創意工夫</u>…………… 42 1-1-52 不可抗力による損害～1-1-57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略] 第2章 材料～第3章 施工共通事項 [略] 第2編 工事別編 [略]</p> <p style="text-align: center;">——以下 本文——</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～21. 立会 [略] <u>[新設]</u></p> <p><u>22. ～36. [略]</u></p>

<p>1-1-3 設計図書の照査等 ～ 1-1-7 低入札価格調査対象 工事の措置 [略]</p> <p>1-1-8 工事实績情報サービス (<u>コリンズ</u>) への登録</p> <p>1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事实績情報サービス（以下「<u>コリンズ</u>」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、<u>コリンズに登録しなければならない。</u></p> <p>2. <u>受注者はコリンズに登録する工事实績情報について、事前に監督職員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>3. <u>工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内とする。</u></p> <p>(2) <u>登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内 に登録する。</u>なお、<u>登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u> ただし、<u>請負代金額 500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>完成時の登録は、完成通知書の提出があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。</u> <u>ただし、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録を省略 できるものとする。</u></p>	<p>1-1-3 設計図書の照査等 ～ 1-1-7 低入札価格調査対象 工事の措置 [略]</p> <p>1-1-8 工事实績情報サービス (<u>CORINS</u>) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において、<u>工事</u>請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）が実施している工事实績情報サービス（以下、「<u>CORINS</u>」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた<u>うえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p>なお、<u>変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u> ただし、<u>工事請負代金が 2,500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</u></p>
---	---

<p>1-1-9 監督職員 ～ 1-1-22 工事現場発生材 [略]</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材、<u>建設汚泥、建設混合廃棄物等を</u>工事現場から搬出する場合、<u>法令に基づき</u>、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. [略]</p> <p>1-1-24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置～ 1-1-25 工事材料の品質 [略]</p> <p>1-1-26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1. ～ 6. 遵守義務 [略]</p> <p>7. <u>施工段階確認</u> 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p><u>(1) [削る。]</u></p> <p><u>(1) 受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。</u></p>	<p>1-1-9 監督職員 ～ 1-1-22 工事現場発生材 [略]</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>1. ～ 5. [略]</p> <p>6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. [略]</p> <p>1-1-24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置～ 1-1-25 工事材料の品質 [略]</p> <p>1-1-26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1. ～ 6. 遵守義務 [略]</p> <p>7. <u>施工段階確認</u> 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p><u>(1) 受注者は、下表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</u></p>
--	---

<p><u>(4) 受注者は、監督職員の立会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>(5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>(6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行なわなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p><u>1) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。</u></p>	
<p><u>2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。</u></p>	
<p><u>(7) 施工段階確認の工種、確認内容等</u> <u>下表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</u> <u>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</u> 1) 土木工事 表 ～ 2) 施行機械工事等 表 [略]</p>	<p><u>(5)</u> <u>本表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</u> <u>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</u> 1) 土木工事 表 ～ 2) 施行機械工事等 表 [略]</p>
<p>1-1-27 数量の算出及び出来形図 ～ 1-1-38 使用人等の管理 [略]</p>	<p>1-1-27 数量の算出及び出来形図 ～ 1-1-38 使用人等の管理</p>
<p>1-1-39 工事中の安全管理 1. ～ 4. [略] 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、</p>	<p>1-1-39 工事中の安全管理 1. ～ 4. [略] 5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、</p>

<p>支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。 <u>特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。</u></p> <p>6. ～20. [略]</p> <p>1－1－40 爆発及び火災の防止～1－1－57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略]</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項～第8節 瀝青材料 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2－9－1 一般事項</p> <p>1. [略] (1)～(6) [略] <u>(7) J I S K 9797 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)</u> <u>(8) J I S K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管)</u> <u>(9)～(11) [略]</u> <u>(12) F R P M K 111 (強化プラスチック複合管内圧管)</u></p> <p>2. [略]</p> <p>第10節 芝及びそだ～第11節 目地及び止水材料 [略]</p> <p>第12節 塗料</p> <p>2－10－1 一般事項～2－12－2 区画線</p>	<p>支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. ～20. [略]</p> <p>1－1－40 爆発及び火災の防止～1－1－57 琉球石灰岩の違法採掘防止 [略]</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節 一般事項～第8節 瀝青材料 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2－9－1 一般事項</p> <p>1. [略] (1)～(6) [略] <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> <u>(7)～(9) [略]</u> <u>(10) F R P M K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)</u></p> <p>2. [略]</p> <p>第10節 芝及びそだ～第11節 目地及び止水材料 [略]</p> <p>第12節 塗料</p> <p>2－10－1 一般事項～2－12－2 区画線</p>
---	---

2-12-3 鋼管塗装

[略]

1. 直管、異形管部

WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)

内面 JIS G 3443-4

(水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)

外面 JIS G 3443-3

(水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)

2. 継手部

内面 JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外面 WSP 012 (長寿命形水道用ジョイントコート)

JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装[略]

第3章 施工共通事項

第1節 適用[略]

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

[略]

(1) ~ (41) [略]

(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局

(43) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン厚生労働省労働基準局

(44) シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省労働基準局

2-12-3 鋼管塗装

[略]

1. 直管、異形管部

WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)

内面 JIS G 3443-4

(水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)

外面 JIS G 3443-3

(水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)

2. 継手部

内面 JWWA K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外面 WSP 012-2014 (長寿命形水道用ジョイントコート)

JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装[略]

第3章 施工共通事項

第1節 適用[略]

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

[略]

(1) ~ (41) [略]

(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局

[新設]

[新設]

<p>(45) ~ (47) [略]</p> <p>3-2-2 一般事項[略]</p> <p>第3節 土工 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めがある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、基礎ごとに行うものとする。</p> <p><u>また、試験杭で十分な情報が得られない場合は、以降の施工方法について監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>(3) ~ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p>また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。<u>杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設およびセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定しなければならない。</u></p> <p>(11) [略]</p>	<p>(43) ~ (45) [略]</p> <p>3-2-2 一般事項[略]</p> <p>第3節 土工 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めがある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、<u>各</u>基礎ごとに行うものとする。</p> <p>(3) ~ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p>また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(11) [略]</p>
--	---

3-4-2 既製杭工 [略]

3-4-3 場所打杭工

1. ～6. [略]

7. [略]

(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート 上面から 2m 以上入れておくこと。

8. [略]

3-4-4 土台木～3-4-10 コンクリート基礎工 [略]

第5節 石・ブロック積(張)工～第13節 地盤改良工 [略]

第14節 防食対策工

3-14-1 一般事項 [略]

3-14-2 防食対策工

1. [略]

2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。

3. ～6. [略]

第15節 耕地復旧工～第21節 共通仮設費 [略]

第2編 工事別編

第1章 ほ場整備工事～第3章 農道工事 [略]

3-4-2 既製杭工 [略]

3-4-3 場所打杭工

1. ～6. [略]

7. [略]

(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート 内に 2m以上入れておくこと。

8. [略]

3-4-4 土台木～3-4-10 コンクリート基礎工 [略]

第5節 石・ブロック積(張)工～第13節 地盤改良工 [略]

第14節 防食対策工

3-14-1 一般事項 [略]

3-14-2 防食対策工

1. [略]

2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010) 又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3) によるものとする。

3. ～6. [略]

第15節 耕地復旧工～第21節 共通仮設費 [略]

第2編 工事別編

第1章 ほ場整備工事～第3章 農道工事 [略]

第4章 水路トンネル工事

第1節 適用～第4節 構造物撤去工 [略]

第5節 トンネル工

4-5-1 トンネル掘削工

1. [略]
2. NATM工法
 - (1)～(2) [略]
 - (3) 支保工
 - 1)～4) [略]
 - 5) ロックボルト
 - ①～②[略]
 - ③ 受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、スパナやパイプレンチを用いてナット等で緊結しなければならない。
なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。
 - ④～⑥[略]
 - 6) 防水工
 - ①[略]
 - ② 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。
 - 7) [略]

4-5-2 覆工

1. 矢板工法

第4章 水路トンネル工事

第1節 適用～第4節 構造物撤去工 [略]

第5節 トンネル工

4-5-1 トンネル掘削工

1. [略]
2. NATM工法
 - (1)～(2) [略]
 - (3) 支保工
 - 1)～4) [略]
 - 5) ロックボルト
 - ①～②[略]
 - ③ 受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようナット等で緊結しなければならない。
なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。
 - ④～⑥[略]
 - 6) 防水工
 - ①[略]
 - ② 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければならない。
 - 7) [略]

4-5-2 覆工

1. 矢板工法

<p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 覆工コンクリート</p> <p>1) ~ 7) [略]</p> <p>8) 受注者は、<u>つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</u></p> <p>9) ~ 10) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2. NATM工法</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 覆工コンクリート</p> <p>1) ~ 4) [略]</p> <p>5) 受注者は、<u>つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</u></p> <p>6) ~ 8) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>4-5-3 裏込注入工</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。<u>ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。</u></p>	<p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 覆工コンクリート</p> <p>1) ~ 7) [略]</p> <p>8) 受注者は、<u>妻型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。</u></p> <p>9) ~ 10) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2. NATM工法</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 覆工コンクリート</p> <p>1) ~ 4) [略]</p> <p>5) 受注者は、<u>妻型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐える構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。</u></p> <p>6) ~ 8) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>4-5-3 裏込注入工</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。 なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓をあけて空気を排出しなければならない。</p>
---	--

<p>なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓をあけて空気を排出しなければならぬ。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>4-5-4 水抜工 [略]</p> <p>第6節 坑門工～第8節 付帯工 [略]</p> <p>第5章 水路工～第6章河川及び排水路工事 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 適用 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7) WSP 009 (水管橋外面防食基準)</p> <p>(8) WSP 002 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(9) WSP 004 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(10) WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(11) WSP A-101 (追補：砕石埋戻し施工要領)</p> <p>(12) WSP A-102 (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(13) FRPM-G-<u>112</u> (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p><u>(14)～(25)</u> [略]</p>	<p>(4)～(6) [略]</p> <p>4-5-4 水抜工 [略]</p> <p>第6節 坑門工～第8節 付帯工 [略]</p> <p>第5章 水路工～第6章河川及び排水路工事 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 適用 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) WSP 012-2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7) WSP 009-2010 (水管橋外面防食基準)</p> <p>(8) WSP 002-2010 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(9) WSP 004-2002 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(10) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(11) WSP A-101-2005 (追補：砕石埋戻し施工要領)</p> <p>(12) WSP A-102-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(13) FRPM-G-<u>1112-2009</u> (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p><u>(14) FRPM-G-2112-2009 (鋼製異形管) 遠心力成形管用</u></p> <p><u>(15)～(26)</u> [略]</p>
---	---

第3節～第5節 [略]

第6節 管体工

7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設 [略]

7-6-2 強化プラスチック複合管布設工

1. [略]

2. 鋼製異形管

(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-[112](#)の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4 鋼管布設工の規定によるものとする。

(2) [略]

7-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工 [略]

7-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作

(1)～(2) [略]

(3) 塗覆装

1)～2) [略]

3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1 のとおりとする。

第3節～第5節 [略]

第6節 管体工

7-6-1 硬質ポリ塩化ビニル管布設 [略]

7-6-2 強化プラスチック複合管布設工

1. [略]

2. 鋼製異形管

(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-[1112-2009](#)の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4 鋼管布設工の規定によるものとする。

(2) [略]

7-6-3 ダクタイル鋳鉄管布設工 [略]

7-6-4 鋼管布設工

1. 工場製作

(1)～(2) [略]

(3) 塗覆装

1)～2) [略]

3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1 のとおりとする。

表 7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上
テーパ付き直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSP A-101)」	2.0mm 以上

4) ～ 5) [略]

6) 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009 に準拠する。

7) [略]

2. 据付

(1) 据付

1) ～ 3) [略]

4) 据付けは、WSP 002 及びWSP A-102 による。

(2) 溶接

1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。

表 7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗覆装仕様	厚さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101) <u>-2009</u> 」	2.0mm 以上
テーパ付き直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101) <u>-2009</u> 」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部:長寿命形外面プラスチック被覆 (J I S G 3443-3) 」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101) <u>-2009</u> 」	2.0mm 以上

4) ～ 5) [略]

6) 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009 -2010に準拠する。

7) [略]

2. 据付

(1) 据付

1) ～ 3) [略]

4) 据付けは、WSP 002 -2010及びWSP A-102 -2009による。

(2) 溶接

1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。

また、溶接棒の取り扱い、WSP 002 による。

2) ~ 6) [略]

7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002 及びWSP A-102 による。

8) [略]

(3) 塗服装

1) ~ 2) [略]

3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012 プラスチック系を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイント コート」 (WSP 012)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上

4) 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

[中略]

3. [略]

7-6-5 弁設置工

1. ~ 4. [略]

5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表 7-6-5のとおりとする。

また、溶接棒の取り扱い、WSP 002 -2010による。

2) ~ 6) [略]

7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002 -2010及びWSP A-102 -2009による。

8) [略]

(3) 塗服装

1) ~ 2) [略]

3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012 -2014プラスチック系を基本とする。

テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102 -2010による。

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイント コート」 (WSP 012 <u>-2010</u>)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm 以上 粘 着 材：1.0 mm 以上

4) 基礎材が碎石の場合に、塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2014 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

[中略]

3. [略]

7-6-5 弁設置工

1. ~ 4. [略]

5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表 7-6-5のとおりとする。

表 7-6-5 弁の内外面塗装仕様

弁箱材質	塗覆装仕様	塗膜厚
FC	<ul style="list-style-type: none"> 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA K 135）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA K 139）」 	0.3 mm 以上
FC D	<ul style="list-style-type: none"> 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA K 135）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA K 139）」 エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）」 	0.3 mm 以上

表 7-6-5 弁の内外面塗装仕様

弁箱材質	塗覆装仕様	塗膜厚
FC	<ul style="list-style-type: none"> 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA K 135 <u>2007</u>）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA K 139）」 	0.3 mm 以上
FC D	<ul style="list-style-type: none"> 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA K 135 <u>2007</u>）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA K 139）」 エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイトイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）」 	0.3 mm 以上

第7節 分水弁室工～第18節 水路復旧工 [略]

第8章 畑かん施設工事～第10章 フィルダム工事 [略]

第11章 コンクリートダム工事

第1節 適用～第5節 原石採取工 [略]

第6節 堤体工

11-6-1 コンクリート材料～11-6-4 埋設工 [略]

11-6-5 冷却工

第7節 分水弁室工～第18節 水路復旧工 [略]

第8章 畑かん施設工事～第10章 フィルダム工事 [略]

第11章 コンクリートダム工事

第1節 適用～第5節 原石採取工 [略]

第6節 堤体工

11-6-1 コンクリート材料～11-6-4 埋設工 [略]

11-6-5 冷却工

<p>1. 一般 (1)～(3) [略] (4) 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときに通水試験を行い、監督職員の確認を受けなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない (5) [略] 2. ～5. [略]</p> <p>11-6-6 継目グラウチング～11-6-8 堤頂工 [略]</p> <p>第7節 ボーリンググラウチング工～第5節 雑工時 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 適用～第3節 コンクリート橋架設工 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1 伸縮装置工～12-4-7 銘板工 [略]</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1. ～15. [略] 16. 検査 (1)～(6) [略] (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>塗装の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）<u>を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求</u></p>	<p>1. 一般 (1)～(3) [略] (4) 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときに通水試験を行い、監督職員の確認を受け<u>た後で</u>なければ、コンクリートの打込みを行ってはならない (5) [略] 2. ～5. [略]</p> <p>11-6-6 継目グラウチング～11-6-8 堤頂工 [略]</p> <p>第7節 ボーリンググラウチング工～第5節 雑工時 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 適用～第3節 コンクリート橋架設工 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1 伸縮装置工～12-4-7 銘板工 [略]</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1. ～15. [略] 16. 検査 (1)～(6) [略] (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<u>使用</u>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、<u>塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）の確認を監督職員に得るものとする。</u></p>
--	---

があった場合は速やかに提示しなければならない。

第5節 舗装工～第6節 舗装付帯工 [略]

第13章 橋梁下部工事 [略]

第14章 頭首工工事

第1節 適用～第8節 管理橋下部工 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1 一般事項～14-9-4 プレキャストブロック桁購入工 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1. [略]
2. [略]

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としては J S C E - H 1 0 1 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）によるものとする。

[中略]

3. ～4. [略]

14-9-6 PCホロースラブ製作工～14-9-12 支承工 [略]

第5節 舗装工～第6節 舗装付帯工 [略]

第13章 橋梁下部工事 [略]

第14章 頭首工工事

第1節 適用～第8節 管理橋下部工 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1 一般事項～14-9-4 プレキャストブロック桁購入工 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1. [略]
2. [略]

(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としては J S C E - H 1 0 1 - 2 0 1 3 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）によるものとする。

[中略]

3. ～4. [略]

14-9-6 PCホロースラブ製作工～14-9-12 支承工 [略]

第15章 機場下部工事～第20章 推進工事[略]

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]

第15章 機場下部工事～第20章 推進工事[略]

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 [略]

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]